

衆議院 第二八回国会 議院運営委員会 議 録 第三十二号

令和四年五月十七日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 盛山 正仁君・理事 丹羽 秀樹君

理事 伊東 良孝君・理事 佐々木 紀君

理事 井野 俊郎君・理事 青柳陽一郎君

理事 井坂 信彦君・理事 遠藤 敬君

理事 濱地 雅一君

石原 正敬君

國場幸之助君

中谷 真一君

三谷 英弘君

伊藤 俊輔君

山岸 一生君

中司 宏君

塩川 鉄也君

細田 博之君

海江田万里君

岡田 憲治君

吉永 元信君

議長

副議長

事務総長

国立国会図書館長

吉永 元信君

五月十六日

国会における請願の取扱いの改善に関する請願

(井坂信彦君紹介)(第二二二五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館法による出版物の納入に関する

規程及び国立国会図書館法によるオンライン資

第一類第十六号

議院運営委員会議録第三十二号 令和四年五月十七日

料の記録に関する規程の一部改正の件
国立国会図書館組織規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。

まず、本日の議事日程第一ないし第五の各案に

対し、自由民主党の藤井比早之君、立憲民主党・

無所属の堤かなめ君、日本維新の会の堀井健智

君、公明党の平林晃君、日本共産党の塩川鉄也君

から、日程第三ないし第五の各案に対し、国民

主党・無所属クラブの浅野哲君から、それぞれ討

論の通告があります。

討論時間は、藤井比早之君、堤かなめ君、堀井

健智君、平林晃君は各々十分以内、浅野哲君、塩

川鉄也君は各々五分以内とするに御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○山口委員長 次に、図書館運営小委員長から報

告のため発言を求められておりますので、これを

許します。青柳陽一郎君。

○青柳(陽)委員 図書館運営小委員会において協

議決定いたしました案件について御報告いたしま

す。

第一に、国立国会図書館法等の一部改正の件で

ありますが、これは、地方公共団体情報システム

機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立国会

図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備

するとともに、私人がインターネット等を通じて

発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン

資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又

は送信されるもの及び技術的制限手段が付されて

いるものについても、国立国会図書館への提供義

務を課せようとするものであります。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入

に関する規程及び国立国会図書館法によるオンラ

イン資料の記録に関する規程の一部改正の件であ

りますが、これは、ただいま御説明いたしました

国立国会図書館法等の一部改正に伴い、所要の改

正を行うものであります。

第三に、国立国会図書館組織規程の一部改正の

件であります。これは、電子情報に係る文言の

整理などを行うものであります。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願

い申し上げます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する

規程及び国立国会図書館法によるオンライン

資料の記録に関する規程の一部を改正する規

程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規

程案

〔本号末尾に掲載〕

○山口委員長 それでは、ただいま図書館運営小

委員長から報告のありました小委員会の各件につ

きまして、順次採決いたします。

まず、国立国会図書館法等の一部改正の件につ

きましては、お手元に配付の案を委員会の成案と

決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館法による出版物の納入に

関する規程及び国立国会図書館法によるオンラ

イン資料の記録に関する規程の一部改正の件、国立

国会図書館組織規程の一部改正の件の両件につ

きましては、いずれもお手元に配付の案のとおり承

認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 次に、本日の本会議の議事の順序

について、事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長 まず最初に、日程第一ないし第

五につき、上野内閣委員長の報告がございます。

次いで六人の方々からそれぞれ討論が行われます

が、順序は印刷物のとおりでございます。採決は

四回になります。一回目は日程第一で、委員長報

告は否決でありますので、原案について採決いた

します。自民党、立憲民主党、公明党、国民民主

党、共産党、有志の会及びれいわ新選組が反対で

ございます。二回目は日程第二で、委員長報告は

否決でありますので、原案について採決いたしま

す。自民党、維新の会、公明党、国民民主党及び

有志の会が反対でございます。三回目は日程第三

及び第四で、立憲民主党、維新の会、共産党、有

志の会及びれいわ新選組が反対でございます。四

及び第四で、立憲民主党、維新の会、共産党、有

志の会及びれいわ新選組が反対でございます。四

及び第四で、立憲民主党、維新の会、共産党、有

志の会及びれいわ新選組が反対でございます。四

回目は日程第五で、共産党及びいわ新選組が反対でございます。

次に、日程第六につき、橋本厚生労働委員長の報告がございまして、全会一致でございます。

次に、日程第七は委員長提出の議案でありますので、議長から委員会の審査を省略することをお諮りいたします。次いで環境委員長の趣旨弁明がございまして、全会一致でございます。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法等改正案を緊急上程いたします。山口議院運営委員長長の趣旨弁明がございまして、全会一致でございます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第二十二号

令和四年五月十七日

午後一時開議

第一 子ども育成基本法案(二木圭恵君外二名提出)

第二 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)

第三 こども家庭庁設置法案(内閣提出)

第四 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 こども基本法案(加藤勝信君外十名提出)

第六 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

一、議事順序

日程第一 子ども育成基本法案(二木圭恵君外二名提出)

日程第二 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇

君外十一名提出)

日程第三 こども家庭庁設置法案(内閣提出)

日程第四 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出)

日程第五 こども基本法案(加藤勝信君外十名提出)

(1)内閣委員長の報告(日程第一及び第二は否決、第三ないし第五は可決)

(2)討論通告 上野賢一郎君

日程第一、第三及び第四に反対、第二及び第五に賛成 堤 かなめ君(立民)

日程第一及び第二に反対、第三ないし第五に賛成 藤井比早之君(自民)

日程第一及び第五に賛成、第二ないし第四に反対 堀井 健智君(維新)

日程第一及び第二に反対、第三ないし第五に賛成 平林 晃君(公明)

日程第一及び第三ないし第五に反対、第二に賛成 塩川 鉄也君(共産)

日程第三ないし第五に賛成 浅野 哲君(国民)

(3)採決

①日程第一 原案に対して反対 自民、立民、公明、国民、共産、有志、れ新

②日程第二 原案に対して反対 自民、維新、公明、国民、有志

③日程第三及び第四 反対 立民、維新、共産、有志、れ新

④日程第五

反対 共産、れ新

○山口委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○山口委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、来る十九日木曜

日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法等の一部を改正する法律

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)

地方税共同機構

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。))が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

理由

地方公共団体情報システム機構法による地方公共団体情報システム機構の設立及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）」による改正後の地方税法による地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについて国立国会図書館による収集の対象とするため、これらのオンライン資料の国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程

（国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正）

第一条 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公共団体金融機構」の下に、「地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構」を加える。

（国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正）

第二条 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン

ン資料を提供するものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二条第一号の情報、同条第二号」を「第二条第一項第一号の情報、同項第二号」に改め、「及び記録方式の下に」、同条第二項の状態を加え、「第四条第一項」を「前条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第一項中「改正法」を「国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）」に改める。

附則

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「出版その他の」を「その」に改め、同条第四号中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの

（以下「インターネット資料」という。）及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下「オンライン資料」という。）をこの号に規定する電子情報に、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報、インターネット資料及びオンライン資料」を「インターネット資料（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九条第二項第七号において同じ。）、オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九条第二項第八号において同じ。）、法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他の館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるもの」に改め、同条第六号中「までの下に」及び第十四条を加え、同条第八号中「及び館長が定める電磁的資料（電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。）（以下「電子情報等」という。）」を削る。

第六条第一号、第二号及び第十号中「電子情報等」を「電子情報」に改める。

第七条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子情報等」を「電子情報」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「収集資料の電磁的方法による」を「前号の複製の成果の」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三

収集資料その他の図書館資料の電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を用いる。）による複製に関すること。

第九条第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「電子情報等」を「電子情報」に改め、同条を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

附則

この規程は、令和四年七月一日から施行する。

令和四年五月二十日印刷

令和四年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A